

令和8年度 事業計画について

I 令和8年度事業推進の基本方針

令和8年度は、昨年9月30日に改正等した「会員等の外務員の登録等に関する規則」をはじめとする6つの規則等を3月11日に施行したことから、主務大臣の事務委任を受けた外務員登録に係る事務が滞りなく行われるよう的確な運営に努めるとともに、登録外務員の資格要件、資格試験や講習の内容を分かりやすく整理して会員等に周知する。また、外務員登録を管理している本会の基幹システムについて、3年後に各種サポートが終了することを見据え、これを機に会員及び本会における外務員の登録から抹消、登録事項の変更等に係る業務の効率化と運用の安定性向上を図ることを重点に、その抜本的な改修に向けた検討を始める。

一方、商品先物取引業界の健全な発展と委託者等保護の徹底のため、引き続き自主規制に係る事業、苦情・紛争等の解決に係る事業、外務員登録・資格試験・研修等に係る事業を着実に実施し、これらの事業を通じて把握した課題については、商品先物取引の状況や会員の実態に応じて検討を行い、必要な取組みがあれば実行する。

そのため、継続して協会運営の合理化を進めるとともに、事務局職員の採用や教育、システムのセキュリティの強化を図るなど、本会の内部統制を強化していく。

II 令和8年度 事業計画

1. 自主規制に係る事業

(1) 会員の適正な商品先物取引業務の確保

- ① 内部管理責任者等資格研修、内部管理総括責任者等研修の充実
- ② マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策、反社会的勢力の排除等に係る継続的な取組みへの支援
- ③ 商品取引契約（商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品取引契約を含む。）の締結に先立っての反社会的勢力の該当性に係る照会制度の着実な運営
- ④ 不招請勧誘禁止の例外に対応した適正な商品先物取引業務の確保
- ⑤ 監査結果や苦情、紛争の発生状況等に応じた助言や指導
- ⑥ 違反等行為を行った会員に対する制裁及び役員使用人等に対する処分等の実施

(2) 商品先物取引業務に係る自主規制ルールの整備

- ① 自主規制ルールの整備

- ② 会員及び商品デリバティブ取引の状況に対応した自主規制機能の検討
- (3) 会員の監査
 - ① 会員の商品先物取引業務及び財務等に関する監査（モニタリング）の実施
 - ② 社内監査の結果に関する調査、フォローアップの実施
- (4) 商品取引事故の確認申請等の適正な運営
- (5) 個人顧客を対象とした商品先物取引業務を行っている会員の企業情報の開示

2. 苦情・紛争等の解決に係る事業

- (1) 顧客等からの相談等への適切な対応
- (2) 顧客等からの苦情の迅速な解決
- (3) 紛争の解決のためのあっせん・調停の円滑な実施
 - ① 紛争仲介業務の迅速な実施
 - ② 利用者の声を生かした円滑な紛争仲介業務の実施
 - ③ 紛争仲介業務の質の向上に向けた取組み
- (4) 苦情・紛争等内容の調査、分析及びその情報提供
- (5) 投資家向けの商品デリバティブ取引の仕組み等に関する情報提供
- (6) 消費者相談機関等との情報交換

3. 外務員登録・資格試験・研修等に係る事業

- (1) 外務員登録の的確な運営、実施
- (2) 外務員資格試験の適正な運営、実施
- (3) 登録更新講習の的確な運営、実施
- (4) 外務員資格試験、認定講習等の充実
- (5) 改正等した規則等に基づく資格試験・講習制度の周知
- (6) 外務員登録管理システムの更新に向けた検討

4. 広報等に係る事業

- (1) 協会ウェブサイト（ホームページ）のコンテンツの充実、強化
- (2) 協会事業等に係る情報提供
 - ① 商品デリバティブ取引に係る統計の作成
 - ② 会員に対する商品先物取引業務に関する各種情報の提供
 - ③ 社会的信頼性向上のための協会自主規制活動の広報
 - ④ 消費者相談機関等への情報提供
 - ⑤ マスコミ報道機関等への情報提供

以 上